

## 1 計画の目的

本計画は、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、「保育の量的拡大・確保」、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

## 2 基本理念

本計画の基本理念は、調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）から継続して「調布市子ども条例」が目指す基本理念に準じて定めます。

**緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等  
及び地域のつながりの中で、  
子どもが夢を持って健やかに育ち、  
安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す**

（調布市子ども条例 前文(抜粋)）

北に武蔵野の面影を残す深大寺の森，南にゆるやかに流れる多摩川等，豊かな自然に恵まれた調布市で，家庭，学校等，地域，事業主及び市は，協働して子どもの成長や子育て家庭を支えていかなければなりません。

「子どもが夢を持って健やかに」育つことができるように，子どもを取り巻く環境の整備を家庭，学校等，地域，事業主の連携のもと市が総合的な調整役を担い，すべての子どもの支援を推進します。

「安心して子どもを産み育てられる」ように子育て家庭に対して支援を行うことに加えて，地域全体で子育てを行う体制や社会環境を整備していきます。

また，調布市は平成19年5月5日に「子ども 夢 すこやか まちづくり～いじめや虐待のないまち宣言～」をしました。これは，東京都内自治体ではじめての宣言です。家庭，学校等，地域，事業主及び市は力を合わせていじめや虐待をなくし，子どもたちがあたたかい人間関係を育み，夢を持って健やかに育つことができるまちづくりを，より一層進めていくことを宣言したものです。

なお，本計画における保育施策については，待機児童対策や保育サービスの充実等の調布市の保育のあり方について定めた「調布市保育総合計画<sup>3</sup>」（平成24年6月）と連携を図り，取り組むものとします。

<sup>3</sup>調布市保育総合計画:6ページ，コラム参照。



## 調布市保育総合計画とは？

子育てしやすいまちを一層進めていくため、今後の保育行政指針となる計画です。平成24年度から平成30年度までの7年間を計画期間としています。

### 基本理念

市は「調布市子ども条例」において、「子どもは調布の宝、未来への希望」と宣言しており、本計画のもとで進められる施策は、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」すなわち「調布市のすべての子どもたちのために」進められなければなりません。また、昨今の女性の就業をはじめとした社会参加の高まりにより、子育てを中心とした「ワーク・ライフ・バランス」の支援も進めていかねばなりません。

こうしたことから、次のように基本理念を定めて、保育の充実に向けて取り組んでいきます。

#### 《基本理念》

- ・すべての子どもたちの育ちを大切にします
- ・保護者が安心して子どもを産み・育てられる環境を整えます

### 基本理念の実現に向けた取組

調布市では、この基本理念を実現していくために、行政と市内のあらゆる子育て支援関連施設等が密接に連携し合い、“オール調布”という考えのもと、子どもとその家庭を支援するための「ネットワーク」を構築することとし、このネットワークによって様々な課題を解決していきます。

この調布市独自のネットワークを「ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）」と名付けました。

「ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）」では、市内の公私立認可保育園、認証保育所、家庭福祉員、幼稚園、子ども発達センター、児童館のほか、市内の大学やNPO等、あらゆる事業者・団体が一体となって、「調布っ子」の育ち及び子育て家庭をサポートしていきます。

また、「ネットワーク保育システム『C-SO』（シーソー）」における具体的なサポートとして、以下の4つの取組みを実施します。

- 1 待機児童対策の推進
- 2 多様な保育サービスの提供
- 3 保育の質の維持・向上
- 4 ネットワーク保育システムの構築とそれに向けた運営主体の見直し

～ 『C-SO（シーソー）』イメージ図は24ページのコラムで紹介～

### 3 計画の基本的方向

計画の推進にあたっては、国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「調布市子ども条例」を基にした、以下の6つの視点を基本的方向とし、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

#### (1) 一人ひとりの子どもを尊重する視点 <調布市子ども条例前文関連>

調布市子ども条例の前文に「子どもは、個性が認められ、自分らしく生きる権利をはじめ、個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。」とあるように、一人ひとりの子どもの幸せのために子どもの人権を尊重し、その権利が十分保障されるよう施策を推進します。

#### (2) 子ども・子育て支援の量・質の両面を充実する視点

すべての子どもと子育て家庭を対象として、保護者が安心して預けることができ、子どもが健やかに成長できるように、利用の状況や利用希望の実情等を踏まえ、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質の両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

また、計画の内容と実際の状況に乖離が生じた場合は、柔軟に対応します。

#### (3) 多様なニーズに応じた柔軟かつ総合的な支援の視点 <調布市子ども条例第9条関連>

子育て家庭の生活実態や子育て支援のニーズが多様化していることを踏まえ、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービスの提供を進めます。

実施にあたっては、妊娠・出産期から安定的かつ継続して支援することに配慮し、子どもの年齢によって変化する利用者のニーズに応じた多様な子育て支援を進めます。

#### (4) 子どもとともに保護者も支援する視点 <調布市子ども条例第9条関連>

子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感等を和らげることを通じて、保護者自身も成長し、子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援を進めます。

#### **(5) 困難を抱える子ども・若者等への支援の視点** <調布市子ども条例第6条関連>

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため、障害や疾病、ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」）<sup>4</sup>、児童虐待、いじめ、生活困窮等、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや、その家族を支援します。

あわせて、若年無業者等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族についても支援していきます。

#### **(6) それぞれの地域で子ども・子育てを支援する視点**

<調布市子ども条例第13条～第17条関連>

子どもは、調布の「宝」、「未来への希望」であり、子育ては家庭のみならず、広く地域全体で支えていくことが必要です。

そのためには、子ども・子育て支援は広く地域全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに、「ネットワーク保育システムC-SO（シーソー）」を中心として、家庭、学校等、地域、企業、団体、行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。

---

<sup>4</sup>ドメスティック・バイオレンス：配偶者や内縁関係等、親しい間柄のパートナーから振るわれる暴力のこと。